

支払督促手続とは

★ 貸金、立替金、賃金などを相手方が支払わない場合に、申立人の申立てのみに基づいて裁判所書記官が行う略式の手続です。

ただし、相手方が異議を申し立てると訴訟手続に移行します。

利用のポイント

- ① 紛争の対象となっている金額にかかわりなく、金銭の支払を求める場合に利用することができます。
- ② 訴訟の場合の半額の手数料と、郵便切手だけで、申立てをすることができます。
- ③ 書類の審査だけで発付されますので、訴訟の場合のように申立人が審理のために裁判所に来る必要がありません。
- ④ 申立人は、相手方から異議の申立てがなければ仮執行の宣言を得て直ちに強制執行を申し立てることができます。

詳しくは、裁判所ウェブサイトをご覧ください。

支払督促

検索

29.12

リサイクル適性 A

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

ご存じですか？簡易裁判所の

支払督促

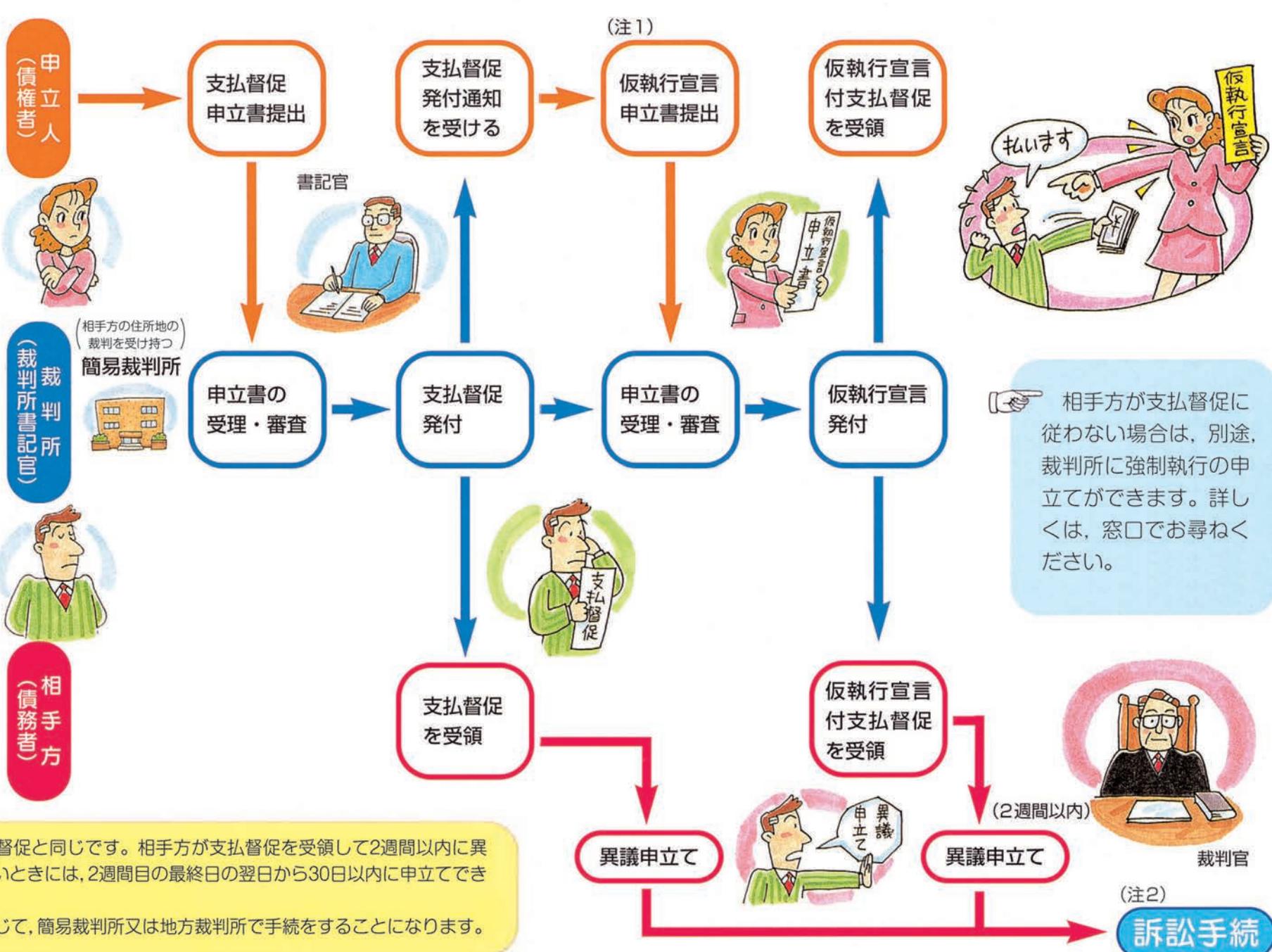
書類の審査だけ！
費用が安い！



最高裁判所

<https://www.courts.go.jp/>

手続の流れ



（注1） 申立ては支払督促と同じです。相手方が支払督促を受領して2週間以内に異議申立てをしないときには、2週間目の最終日の翌日から30日以内に申立てできます。

（注2） 請求の額に応じて、簡易裁判所又は地方裁判所で手続をすることになります。